

国立大学法人法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標設定に基づき、大学運営を行うこととする。また、国立大学法人等の財政基盤の強化を図るための措置を講ずる。

概要

1. 指定国立大学法人制度の創設

(1) 文部科学大臣による指定(第34条の4)

文部科学大臣は、申請のあった国立大学法人のうち、教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、「指定国立大学法人」として指定することができることとする。

(2) 指定国立大学法人に係る中期目標に関する特例(第34条の6)

文部科学大臣は、指定国立大学法人の中期目標を策定・変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならないこととする。

(3) 国立大学法人評価委員会への外国人委員の任命(第9条第3項及び第4項)

国立大学法人評価委員会の委員に、大学の運営に関する高い識見を有する外国人を委員に任命できることとする。

(4) 指定国立大学法人に関するその他の特例

- ① 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大(第34条の5)
- ② 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮(第34条の8)

2. 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置

(1) その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、土地等を第三者に貸し付けることができることとする。(第34条の2)

(2) 文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人等に関しては、公的資金に当たらない寄附金等の自己収入の運用対象範囲を、一定の範囲で、より収益性の高い金融商品に拡大。(第34条の3)

施行期日

平成29年4月1日（ただし、1.(3)については平成28年10月1日）